

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 金光 由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド
100億米ドル（1兆4,967億円）を上限とします。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2025年2月28日
現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル＝149.67円）によりま
す。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年4月30日付で半期報告書を提出いたしましたので、2025年1月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新または追加するため、また、投資リスクの参考情報および管理報酬等に関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）が管理するノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（Nomura Global Select Trust）（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるＵ．Ｓ．ドル・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2025年2月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	162,511,010	28.62
	ルクセンブルグ	88,129,954	15.52
	オランダ	77,595,728	13.67
	イギリス	46,754,883	8.23
	フィリピン	14,988,851	2.64
	フランス	10,992,737	1.94
	小計	400,973,162	70.62
現金その他の資産（負債控除後）		166,839,108	29.38
総計 (純資産総額)		567,812,271 (約84,984百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2025年2月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝149.67円）によります。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2024年3月1日から2025年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2024年3月末日	487,006	72,890	0.01	1.50
4月末日	475,164	71,118	0.01	1.50
5月末日	481,473	72,062	0.01	1.50
6月末日	477,965	71,537	0.01	1.50
7月末日	517,055	77,388	0.01	1.50
8月末日	503,570	75,369	0.01	1.50
9月末日	511,987	76,629	0.01	1.50
10月末日	503,215	75,316	0.01	1.50
11月末日	535,234	80,108	0.01	1.50
12月末日	541,760	81,085	0.01	1.50
2025年1月末日	534,498	79,998	0.01	1.50
2月末日	567,812	84,984	0.01	1.50

分配の推移

2025年2月末日前1年間における分配の推移は次のとおりです。

	1万口当りの分配金	
	米ドル	円
2024年3月	0.39503	59.12
4月	0.38143	57.09
5月	0.39617	59.29
6月	0.38329	57.37
7月	0.39790	59.55
8月	0.39459	59.06
9月	0.37208	55.69
10月	0.36763	55.02
11月	0.34155	51.12
12月	0.33651	50.37
2025年1月	0.32691	48.93
2月	0.28632	42.85

収益率の推移

計算期間	収益率（注）
2024年3月1日から2025年2月末日まで	4.38%

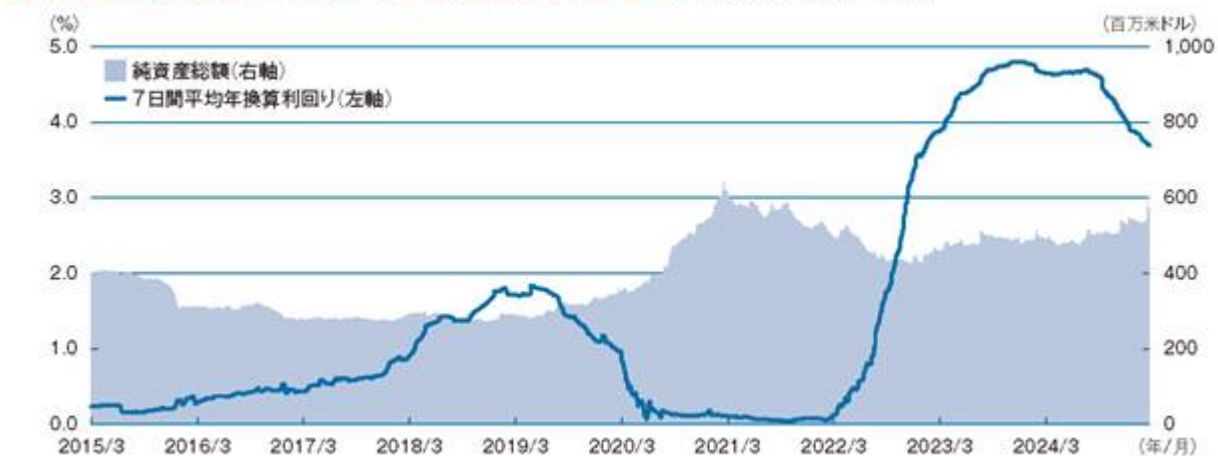
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格

< 参考情報 >

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2025年2月末日現在）



※ 7日間平均年換算利回りは課税前です。

2 販売及び買戻しの実績

2024年3月1日から2025年2月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2025年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
69,503,089,521 (69,503,089,521)	62,104,843,865 (62,104,843,865)	56,781,227,053 (56,781,227,053)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.67円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
 U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド
 純資産計算書
 2025年 1 月31日現在
 (米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 (注 2)	397,567,418	59,503,915
銀行預金	428,460	64,128
定期預金	139,717,999	20,911,593
預金利息	16,844	2,521
資産合計	537,730,721	80,482,157
負債		
未払費用 (注 7)	1,317,556	197,199
受益者への未払分配金	1,794,618	268,600
その他の負債	120,685	18,063
負債合計	3,232,859	483,862
純資産	534,497,862	79,998,295
発行済受益証券数	53,449,786,229 口	
1 口当り純資産価格	0.01	1.50 円

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

発行済受益証券数変動表

2025年 1 月31日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	51,705,549,404
発行受益証券数	32,162,860,421
買戻受益証券数	(30,418,623,596)
期末現在発行済受益証券数	53,449,786,229

[次へ](#)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

中間財務書類に対する注記

2025年1月31日に終了した期間

注1 - 組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会（「取締役会」）がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（「2010年法」）のパート の規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

ファンド

2025年1月31日現在、トラストには、存続期間が無期限で設定されているノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドが存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に定義される短期マネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）としての資格を有する。より具体的には、ファンドは、MMF規則第2条（11）に定義される公債コンスタントNAV MMFとしての要件を満たしている。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠して作成され、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- （a）短期金融商品は、償却原価法で評価される。
- （b）投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価される。
- （c）手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。
- （d）現金および他の流動資産は、額面価額に経過利息を加えて評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在で適用される為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

純資産価格の計算方針

ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計からファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時頃に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である日々の1口当り純資産価格およびファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

注3 - 管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.010%以下の管理報酬を、ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.010%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2025年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.010%であった。

ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%以下の投資運用報酬を、ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.150%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2025年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.15%であった。

注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2025年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.070%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.080%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.080%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2025年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.080%であった。

注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
-----------------	---------------

0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2025年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.35%であった。

注7 - 未払費用

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(米ドル)

投資運用報酬	198,443
代行協会員報酬および販売会社報酬	568,872
管理事務代行報酬	39,689
保管報酬	52,918
コルレス銀行報酬	27,049
管理報酬	13,229
法務報酬	14,352
海外登録費用	120,101
現金支出費	6,615
専門家報酬	12,844
印刷費・公告費	4,445
年次税	7,109
その他の費用	251,890
未払費用	<u>1,317,556</u>

注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の年次税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注 9 - 分配

管理会社の取締役会は、ファンドの投資方針に記載された、受益証券 1 口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から 5 年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2025年 1 月31日に終了した期間中に、U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドは、10,992,448米ドルの分配金を支払った。

注10 - 税引後のファンドの当期実績

2025年 1 月31日に終了した期間におけるU . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は10,992,448米ドルの利益であった。注記 9 に記述のとおり、ファンドは、受益者に対して10,992,448米ドルの分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2025年1月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 31/01/25	19,689,139	20,000,000	3.74
USD	12,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/25	11,762,740	11,972,087	2.24
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/02/25	9,798,038	9,986,800	1.87
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/25	9,797,155	9,976,291	1.87
USD	6,000,000	CAISSE DES DEPOTS&CONS CP 04/03/25	5,888,363	5,976,342	1.12
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/03/25	4,907,111	4,978,469	0.93
			61,842,546	62,889,989	11.77
フランス合計			61,842,546	62,889,989	11.77
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	18,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 14/02/25	17,559,338	17,966,471	3.37
USD	15,000,000	KFW CP 25/02/25	14,820,293	14,952,709	2.81
USD	15,000,000	KFW CP 25/02/25	14,825,828	14,952,671	2.80
USD	15,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 09/04/25	14,839,364	14,878,630	2.78
USD	15,000,000	KFW CP 28/04/25	14,836,115	14,843,318	2.78
USD	15,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 10/07/25	14,679,681	14,716,845	2.75
USD	13,000,000	KFW CP 22/04/25	12,859,493	12,874,082	2.41
USD	12,000,000	KFW CP 16/04/25	11,823,945	11,890,875	2.22
USD	10,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/03/25	9,889,974	9,952,322	1.86
USD	10,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 04/06/25	9,776,594	9,847,789	1.84
USD	9,000,000	KFW CP 10/02/25	8,894,285	8,988,754	1.68
USD	8,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 21/02/25	7,907,448	7,978,874	1.49
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 18/02/25	4,875,314	4,987,934	0.93
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 17/03/25	4,905,354	4,971,794	0.93
USD	2,000,000	KFW CP 21/03/25	1,985,794	1,988,202	0.37
			164,478,820	165,791,270	31.02
ドイツ合計			164,478,820	165,791,270	31.02
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	15,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 14/04/25	14,736,382	14,862,542	2.79
USD	10,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 14/04/25	9,892,909	9,913,138	1.85
USD	10,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 23/04/25	9,885,330	9,902,053	1.85
USD	10,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 16/06/25	9,820,867	9,839,723	1.84
USD	7,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/05/25	6,897,486	6,903,320	1.29
USD	5,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/02/25	4,917,880	4,982,812	0.93
USD	5,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 17/04/25	4,886,848	4,952,750	0.93
USD	2,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 24/03/25	1,967,391	1,986,956	0.37
			63,005,093	63,343,294	11.85
ルクセンブルグ合計			63,005,093	63,343,294	11.85

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	13,000,000	BNG BANK NV CP 31/01/25	12,847,330	13,000,000	2.44
USD	10,000,000	BNG BANK NV CP 28/02/25	9,848,336	9,964,612	1.86
USD	10,000,000	BNG BANK NV CP 07/03/25	9,850,276	9,956,330	1.86
USD	6,000,000	BNG BANK NV CP 13/03/25	5,910,360	5,969,373	1.12
USD	5,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 28/02/25	4,922,384	4,982,331	0.93
USD	5,000,000	BNG BANK NV CP 31/03/25	4,905,455	4,963,059	0.93
			48,284,141	48,835,705	9.14
オランダ合計			48,284,141	48,835,705	9.14
フィリピン					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	15,000,000	ASIAN DEVEL BANK CP 06/03/25	14,832,761	14,936,821	2.79
			14,832,761	14,936,821	2.79
フィリピン合計			14,832,761	14,936,821	2.79
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	15,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/03/25	14,831,294	14,929,552	2.80
USD	15,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/04/25	14,838,997	14,876,564	2.78
USD	7,000,000	BANK OF ENGLAND CP 06/03/25	6,921,784	6,970,452	1.30
USD	5,000,000	BANK OF ENGLAND CP 10/02/25	4,960,760	4,993,771	0.93
			41,552,835	41,770,339	7.81
イギリス合計			41,552,835	41,770,339	7.81
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			393,996,196	397,567,418	74.38
投資有価証券合計			393,996,196	397,567,418	74.38

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2025年 1 月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
フランス	
金融	11.77
	11.77
ドイツ	
金融	31.02
	31.02
ルクセンブルグ	
金融	11.85
	11.85
オランダ	
金融	9.14
	9.14
フィリピン	
金融	2.79
	2.79
イギリス	
金融	7.81
	7.81
投資合計	74.38

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,835万円）で、2025年２月末日現在全額払込済です。なお、１株25,000ユーロ（約389万円）の記名株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年２月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（１ユーロ＝155.60円）によりします。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．）は1991年７月８日付公正証書（1991年８月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款（2017年11月16日付で改訂済）は、ルクセンブルグ商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 Ａ棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第Ｂ37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第101条第２項および同法別紙 に基づき、ＥＵ指令2009／65／ＥＣに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「ＵＣＩＴＳ」といいます。）の管理、およびＥＵ指令2009／65／ＥＣに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「ＵＣＩ」といいます。）の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011／61／ＥＵ（以下「ＡＩＦＭＤ」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「ＡＩＦ」といいます。）に関し、2013年７月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第５条第２項および同法別紙Ⅰに基づくＡＩＦの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第５条第４項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うＵＣＩＴＳ、ＵＣＩおよびＡＩＦの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務およびそれに付随するその他業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、2010年法および2013年法に基づく保管受託銀行としてのその他の業務ならびに管理業務を、保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．に委託しています。

管理会社は、2025年2月末日現在、以下の表に記載の投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.6兆円です。

（2025年2月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	M M F	1	1,656,991,648.34豪ドル
		1	62,849,307.74カナダ・ドル
		1	41,387,046.58英ポンド
		1	316,907,083.52N Z ドル
		2	6,083,870,152.28米ドル
ルクセンブルグ	その他	5	262,511,139.93豪ドル
		2	2,802,864.46カナダ・ドル
		8	89,899,865.90スイスフラン
		15	330,916,665.99ユーロ
		5	101,067,007.30英ポンド
		23	134,416,520,659円
		1	25,086,409.80メキシコ・ペソ
		4	99,041,179.71N Z ドル
		1	1,836,612,167.95トルコ・リラ
		22	1,313,225,343.79米ドル
ケイマン	その他	3	173,854,580.05豪ドル
		2	125,326,472.93ユーロ
		3	56,583,116.79N Z ドル
		7	287,309,008.10米ドル
合計		107	

（３）その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線または傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

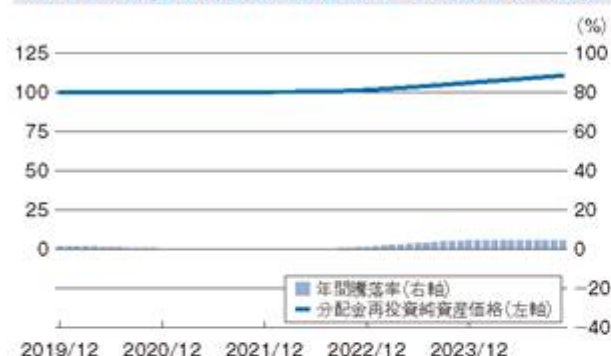
第1 ファンドの状況

3 投資リスク

< 参考情報 >

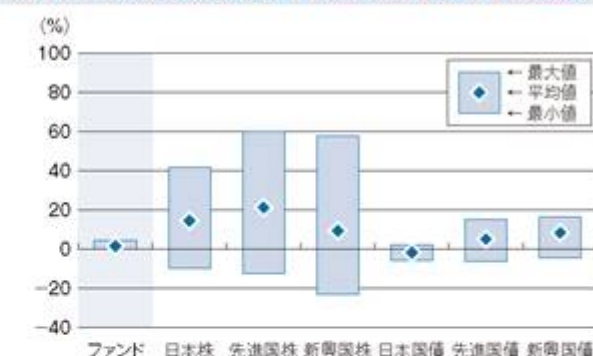
< 訂正前 >

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2019年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2019年12月～2024年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.82	42.1	60.3	57.9	2.3	15.3	16.6
最小値(%)	0.07	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	1.83	14.6	21.4	9.5	-1.6	5.3	8.5

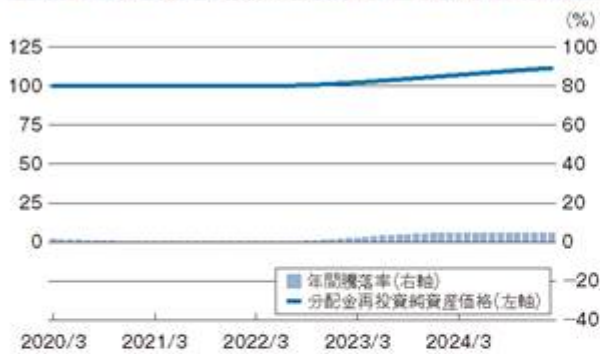
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2019年12月～2024年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

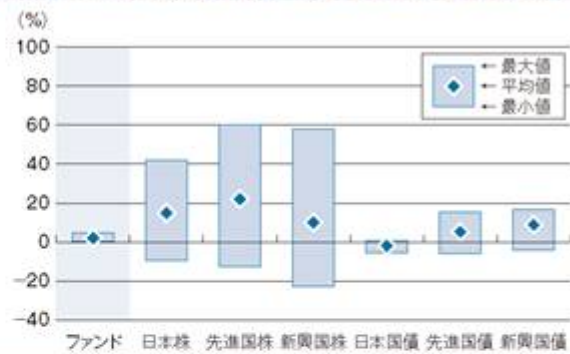
<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2020年3月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2020年3月～2025年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.82	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	0.07	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	1.98	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2020年3月～2025年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（後略）

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

< 訂正前 >

（前略）

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2024年11月末現在の報酬率は以下の通りで、報酬の引き下げは行われていません。

管理報酬	年率0.010%
投資運用報酬	年率0.150%
代行協会員報酬	年率0.080%
販売会社報酬	年率0.350%
保管報酬	年率0.040%
管理事務代行報酬	年率0.030%

< 訂正後 >

（前略）

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2025年2月末現在の報酬率は以下の通りで、報酬の引き下げは行われていません。

管理報酬	年率0.010%
投資運用報酬	年率0.150%
代行協会員報酬	年率0.080%
販売会社報酬	年率0.350%
保管報酬	年率0.040%
管理事務代行報酬	年率0.030%